

資料No. 3

労働紛争解決システムの現状

（第1回検討会参考資料から今回の議題関連部分を抜粋）

《目次》

1. 個別労働関係紛争の解決システムにおける取扱件数・解決率等 ……P3
2. 我が国における雇用終了に関する紛争の解決状況 ……P9
3. 企業内における自主的な紛争処理の状況 ……P12
4. 早期退職優遇制度・希望退職制度の状況 ……P20

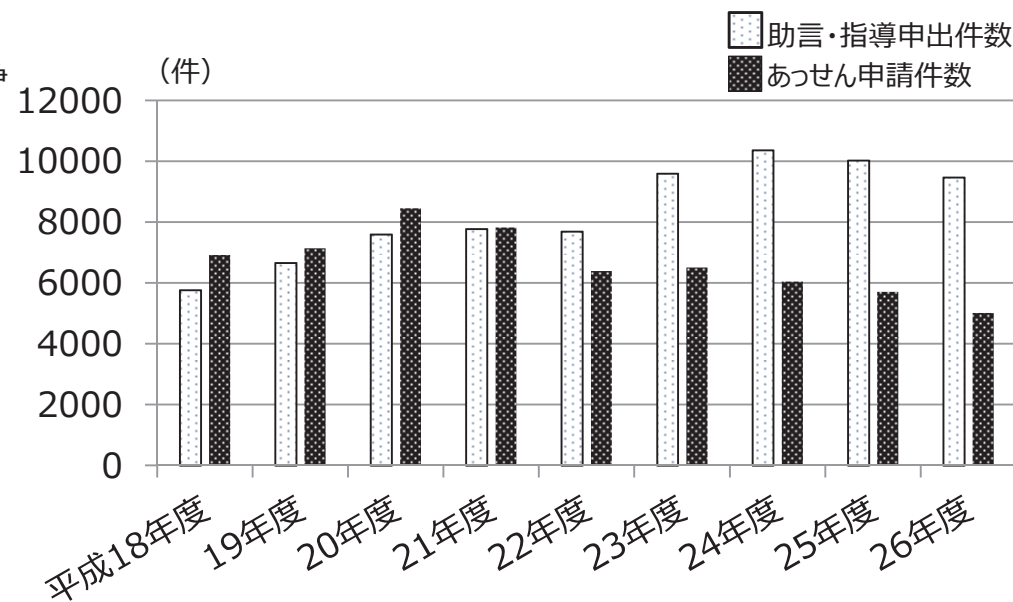
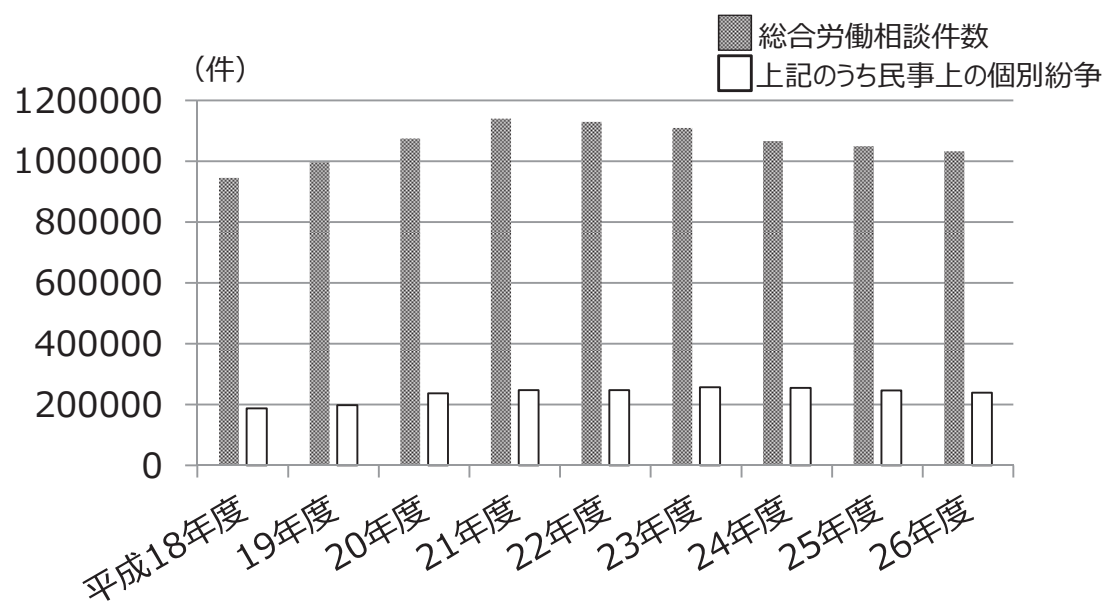
1. 個別労働関係紛争の解決システムにおける取扱件数・解決率等

1. 個別労働関係紛争解決制度における都道府県労働局への相談等の件数推移

〔資料出所〕厚生労働省「平成26年度個別労働紛争解決制度施行状況」

	総合労働相談件数（うち民事上の個別紛争）	助言・指導申出件数	あっせん申請件数
平成18年度	946,012（187,387）	5,761	6,924
19年度	997,237（197,904）	6,652	7,146
20年度	1,075,021（236,993）	7,592	8,457
21年度	1,141,006（247,302）	7,778	7,821
22年度	1,130,234（246,907）	7,692	6,390
23年度	1,109,454（256,343）	9,590	6,510
24年度	1,067,210（254,719）	10,363	6,047
25年度	1,050,042（245,783）	10,024	5,712
26年度	1,033,047（238,806）	9,471	5,010

（注）「民事上の個別紛争」とは、労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（労働基準法等の違反に係るものを除く）。



1. 個別労働関係紛争の解決システムにおける取扱件数・解決率等

2. 個別労働関係紛争解決制度・労働審判手続の新規係属件数と解決率

新規係属件数

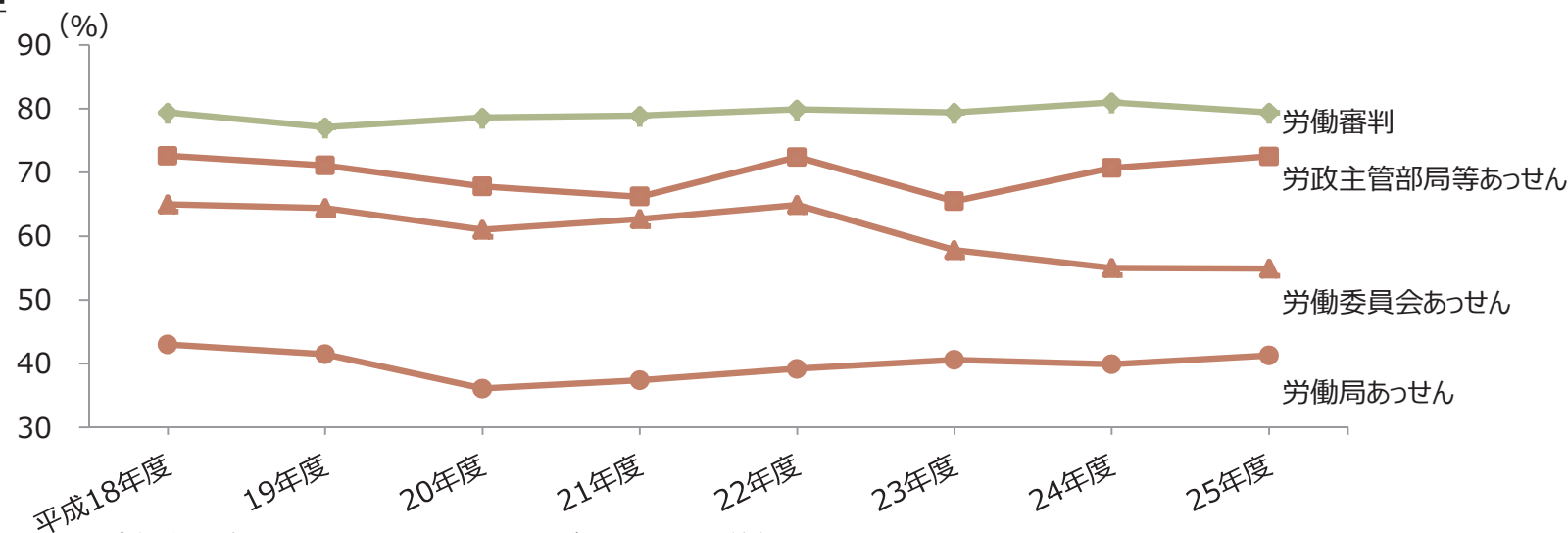
〔資料出所〕中央労働委員会集計資料「各機関における個別労働紛争処理制度の運用状況」

	労働委員会あっせん	労政主管部局等あっせん	労働局あっせん	労働審判
				(件)
平成18年度	300	1,243	6,924	1,163
19年度	375	1,144	7,146	1,563
20年度	481	1,047	8,457	2,417
21年度	503	1,085	7,821	3,531
22年度	397	919	6,390	3,313
23年度	393	909	6,510	3,721
24年度	338	801	6,047	3,660
25年度	376	710	5,712	3,627

(注1) あっせんを行う労働委員会は、44労委（東京都、兵庫県、福岡県では行っていない。）

(注2) 労政主管部局等のあっせん件数は、あっせんを行っている6都府県（埼玉県、東京都、神奈川県、大阪府、福岡県、大分県）の合計

解決率



(注1) 労働委員会あっせんは、取下及び不開始を除く終結件数に対する解決件数の比率。

(注2) 労政主管部局等あっせんは、5都府県(埼玉県、東京都、神奈川県、大阪府、福岡県)の取下及び不開始を除く終結件数に対する解決件数の比率。

(注3) 労働局あっせんは、取下を除く終結件数に対する合意成立件数の比率。

(注4) 労働審判は、終了、取下及び却下等を除く既済件数に対する調停成立の件数の比率。

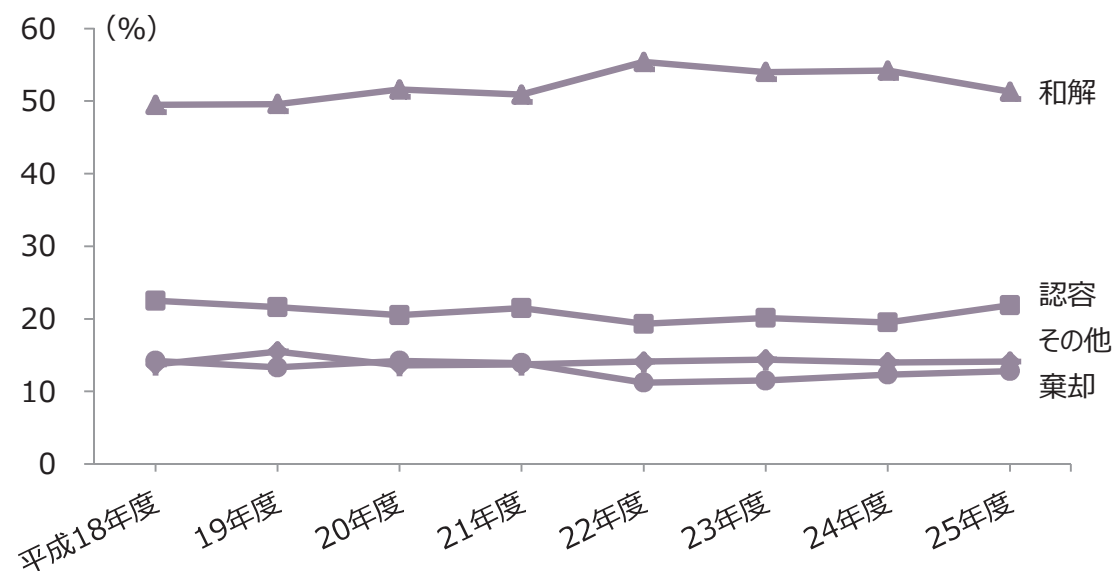
1. 個別労働関係紛争の解決システムにおける取扱件数・解決率等

3. 労働関係民事通常訴訟の終局事案の解決状況等

新受・終局事案件数

	新受件数	終局事案件数
平成18年度	2,035	2,299
19年度	2,246	2,200
20年度	2,441	2,159
21年度	3,218	2,582
22年度	3,127	3,009
23年度	3,170	2,959
24年度	3,358	3,168
25年度	3,341	3,119

終局事案の解決状況

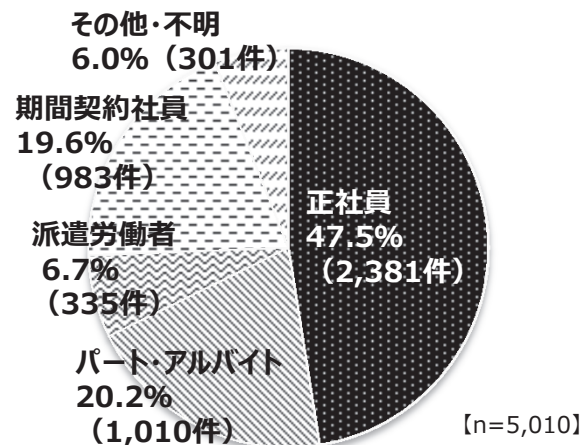


〔資料出所〕最高裁判所事務総局行政局「労働関係民事・行政事件の概況」（法曹会「法曹時報」に毎年掲載）

1. 個別労働関係紛争の解決システムにおける取扱件数・解決率等

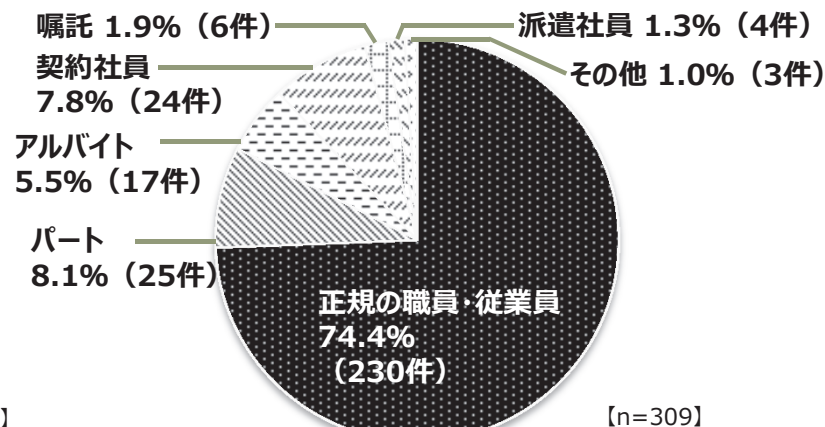
4. 各制度利用者に関する雇用形態別割合

個別労働関係紛争解決制度 (平成26年度) 都道府県労働局あつせん



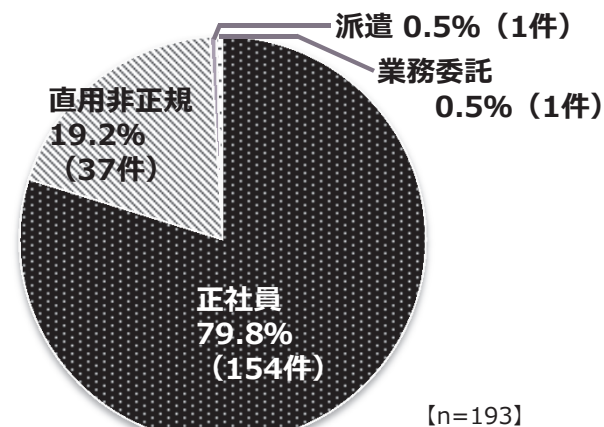
〔資料出所〕厚生労働省「平成26年度個別労働紛争解決制度施行状況」※全数調査

労働審判手続 (労働者側回答/ 平成22年7月～11月)



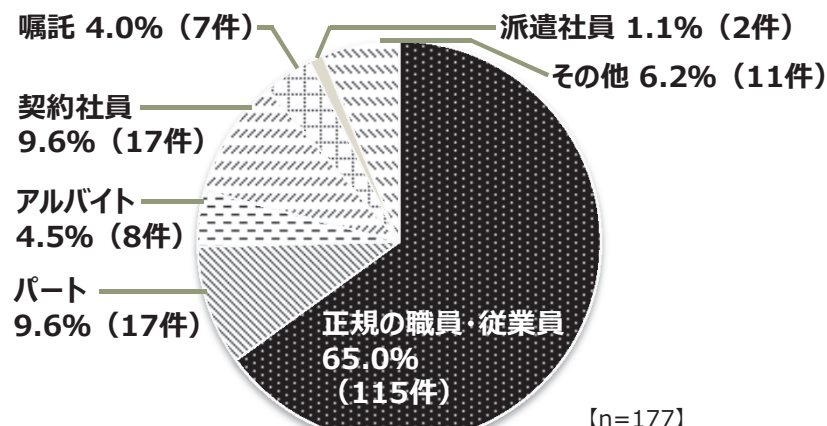
〔資料出所〕東京大学社会科学研究所「労働審判制度についての意識調査 基本報告書」(平成23年10月)※サンプル調査

民事訴訟 (和解終局事案のみ・ 金銭目的以外の訴え/平成25年)



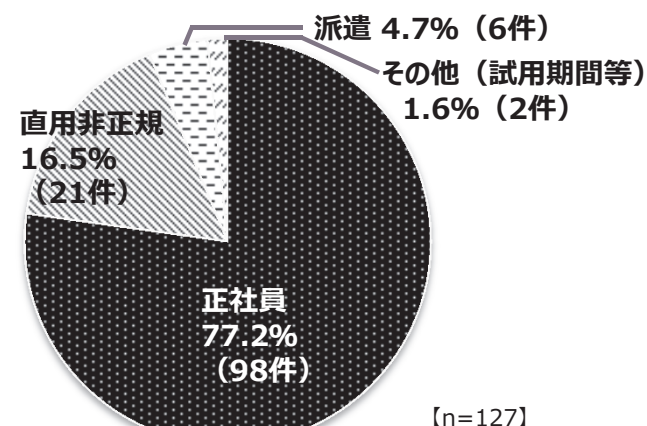
〔資料出所〕JILPT「労働局あつせん、労働審判及び裁判上の和解における雇用紛争事案の比較分析」(平成27年)※サンプル調査

労働審判手続 (使用者側回答/ 平成22年7月～11月)



〔資料出所〕東京大学社会科学研究所「労働審判制度についての意識調査 基本報告書」(平成23年10月)※サンプル調査

民事訴訟 (判決事案のみ・ 個別紛争に係る訴え/平成25年)

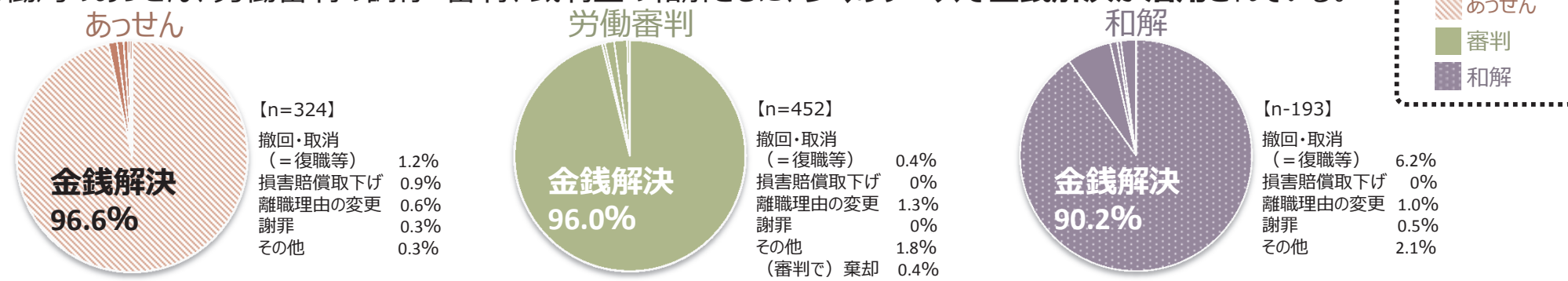


〔資料出所〕産労総合研究所「労働判例」各号に掲載されている平成25年に判決のあった事案を厚生労働省において調査・集計したもの

1. 個別労働関係紛争の解決システムにおける取扱件数・解決率等

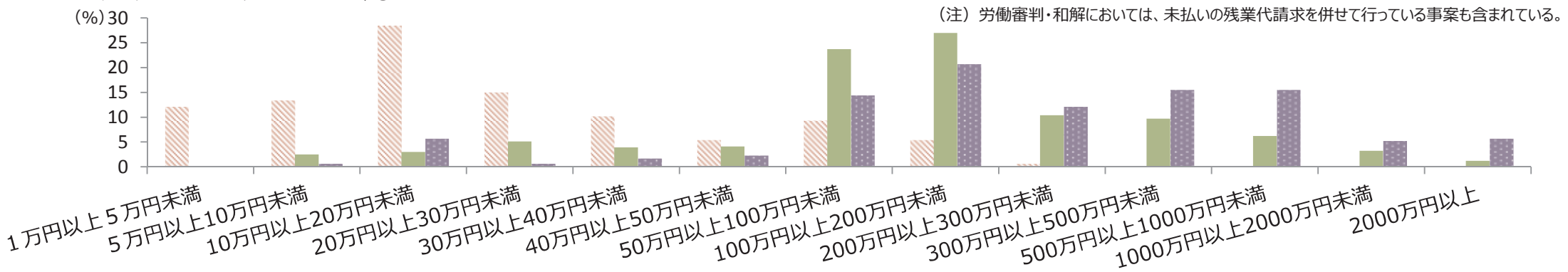
5. 解決内容の傾向

都道府県労働局のあっせん、労働審判の調停・審判、裁判上の和解ともに、**多くのケースで金銭解決が活用されている。**



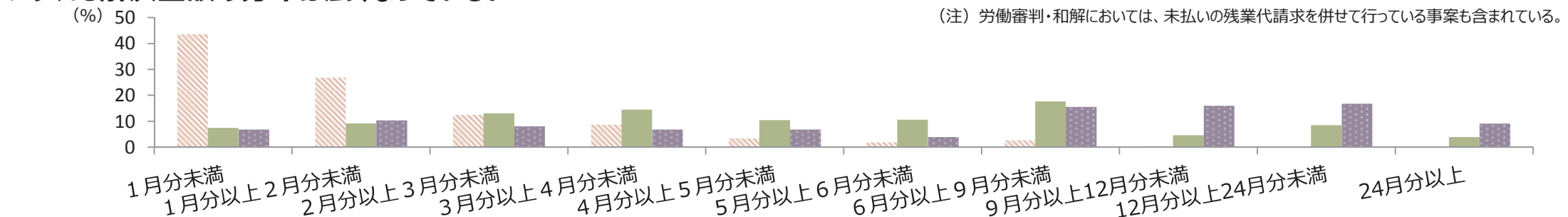
6. 金銭解決の金額の傾向

あっせんは低額で解決する傾向がある一方で、審判及び和解は高額で解決する傾向があるが、いずれも解決金額の分布は広がっている。



7. 月収表示でとらえた金銭解決の金額の傾向

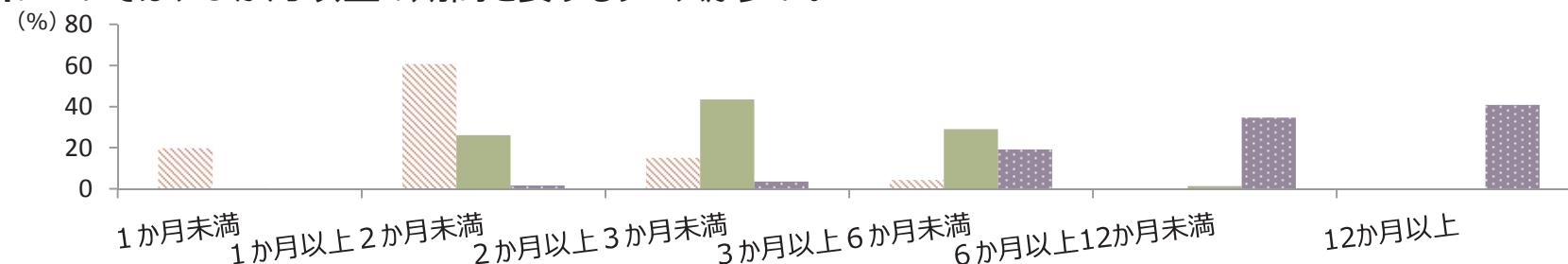
6. と同様に、**あっせんは低額で解決する傾向がある一方で、審判及び和解は高額で解決する傾向があるが、いずれも解決金額の分布は広がっている。**



1. 個別労働関係紛争の解決システムにおける取扱件数・解決率等

8. 制度利用期間の傾向

あっせんは2か月以内で、**審判**は6か月以内で解決されるケースが多く、迅速な解決が図られている。
一方で、**和解**については、6か月以上の期間を要するケースが多い。



<凡例>

あっせん

審判

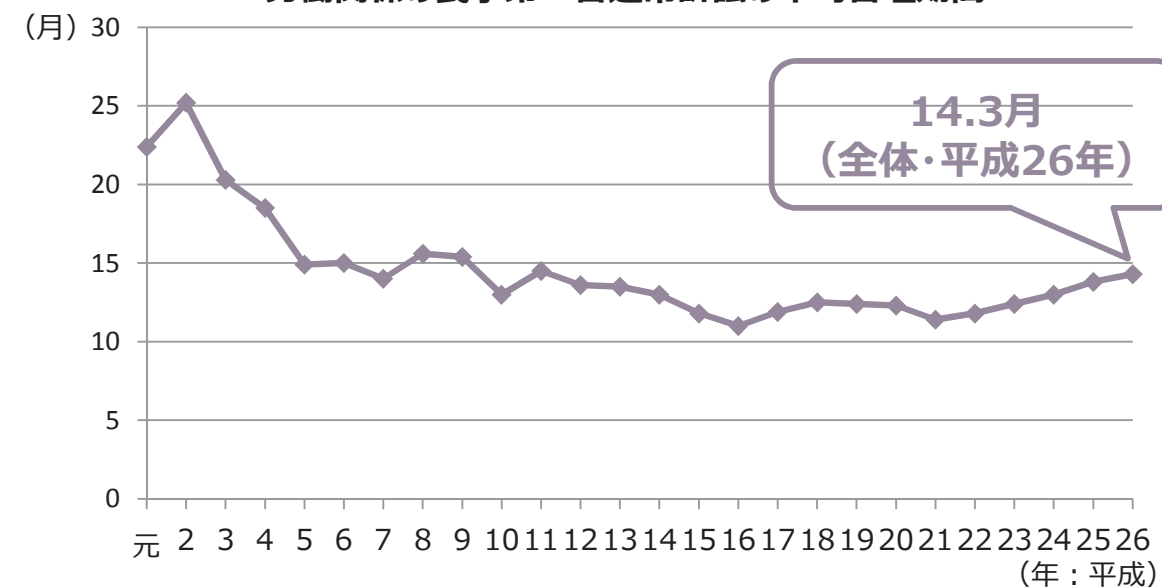
和解

(注) 独立行政法人労働政策研究・研修機構「労働政策研究報告書No.174 労働局あっせん、労働審判及び裁判上の和解における雇用紛争事案の比較分析」(平成27年)をもとに作成

9. 民事訴訟における労働事件の平均審理期間の推移

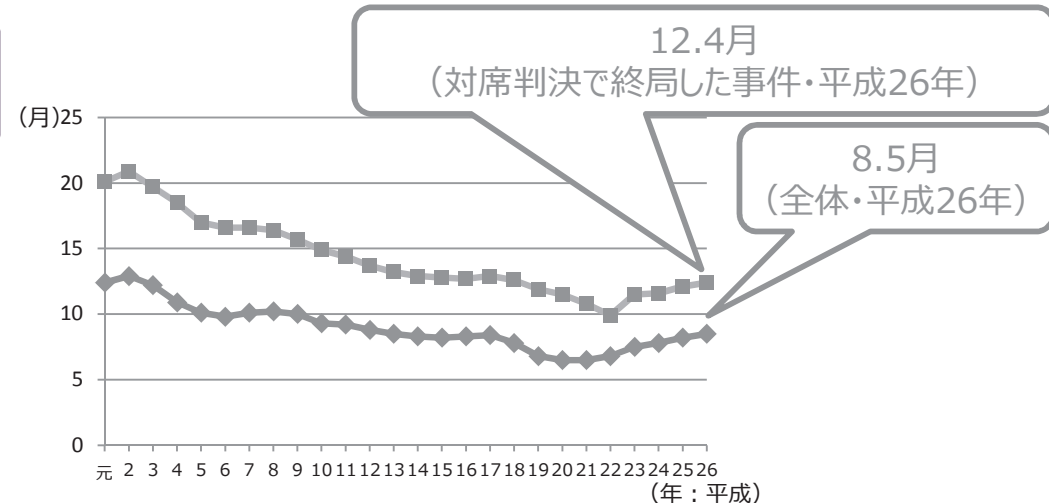
平成初期に比して短縮されているが、その他の類型に比べて平均審理期間が長くなる傾向がある。

労働関係の民事第一審通常訴訟の平均審理期間



(出典) 最高裁判所「裁判所データブック2015」

「参考」民事(全体)第一審通常訴訟の平均審理期間



2. 我が国における雇用終了に関する紛争の解決状況 ①概観

	件数（※1）	（参考）解決金額の中央値（雇用終了以外の事案を含む）（※2）	（参考）制度利用期間の中央値（雇用終了以外の事案を含む）（※2）
個別労働紛争解決制度における 解雇に関する相談・あっせん	相談件数 : 38,966件 あっせん申請件数 : 1,392件	156,400円	1.4か月
労働審判における 解雇等に関する申立て	新受件数 : 1,747件 調停成立 : 1,242件	1,100,000円	2.1か月
裁判における解雇等の訴え	新受件数 : 967件 終局事案 : 917件	（和解）2,301,357円	（和解）9.3か月

終局結果

和解 : 469件
判決 : 321件
認容（解雇無効） : 161件
棄却・却下 : 159件

※1 厚生労働省「個別労働紛争解決制度施行状況」、最高裁判所事務総局「司法統計」により作成。個別労働紛争解決制度は平成26年度、労働審判及び裁判は平成26年の件数。また、裁判の件数は、第一審通常訴訟における解雇等の訴え（金銭に関する訴え以外の訴え）の件数。

※2 独立行政法人労働政策研究・研修機構「労働政策研究報告書No.174 労働局あっせん、労働審判及び裁判上の和解における雇用紛争事案の比較分析」（平成27年）をもとに作成。

2. 我が国における雇用終了に関する紛争の解決状況 ②取扱件数の全体に対する比率

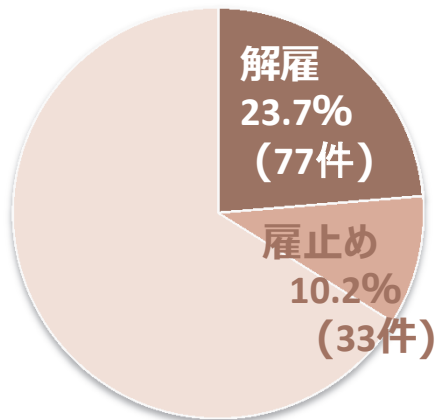
労働委員会あっせん

【n=325】

(平成25年)

<その他の内容別割合>

退職強要	5.2% (17件)
その他経営又は人事	28.6% (93件)
賃金等	30.8% (100件)
労働条件等	11.7% (38件)
職場の人間関係	20.9% (68件)
その他	12.9% (42件)



(注) 各件数の全体に占める割合については、複数の内容を含むあっせんが存在するところ、母数を延べ数ではなく、実数としている。そのため、各割合の合計は100%を超える。

(出典) 中央労働委員会における集計をもとに作成

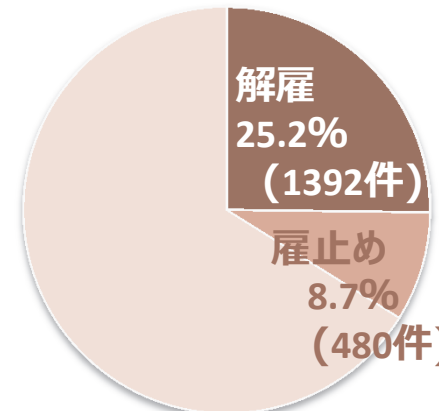
都道府県労働局あっせん

【n=6062】

(平成26年度)

<その他の内容別割合>

退職勧奨	7.7% (422件)
採用内定取消	2.1% (114件)
自己都合退職	2.7% (149件)
出向・配置転換	2.4% (135件)
労働条件引下げ	6.9% (382件)
その他の労働条件	9.0% (496件)
いじめ・嫌がらせ	26.7% (1473件)
雇用管理等	1.5% (83件)
その他	7.0% (387件)



(注) 各件数の全体に占める割合については、複数の内容を含むあっせんが存在するところ、母数を延べ数ではなく、実数としている。そのため、各割合の合計は100%を超える。

(出典) 厚生労働省「平成26年度個別労働紛争解決制度施行状況」をもとに作成

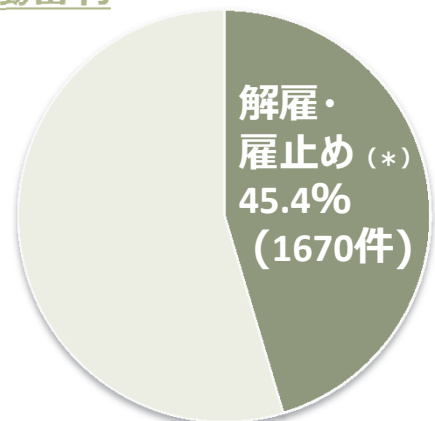
労働審判

【n=3678】

(地方裁判所における新受件数・平成25年)

<その他の内容別割合>

それ以外(金銭目的以外)	1.4% (50件)
賃金手当等	39.6% (1456件)
退職金	3.1% (114件)
それ以外 (金銭目的)	10.5% (388件)



(*) 原資料においては、地位確認(雇用契約等に基づく従業員としての地位確認を求める事件)の件数として記載されている。なお、複数の内容を含む事件については、主たる請求類型にのみ計上されている。(例：地位確認請求と併せてバックペイ請求を行った事件は地位確認にのみ計上)

(出典) 最高裁判所事務総局行政局「平成25年度労働関係民事・行政事件の概況」(法曹会「法曹時報」66巻8号149頁)をもとに作成

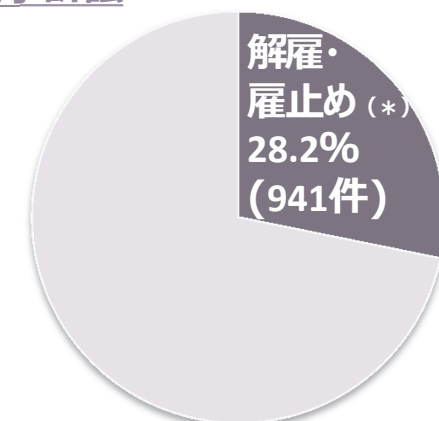
民事訴訟

【n=3341】

(地方裁判所における新受件数・平成25年)

<その他の内容別割合>

賃金等請求	57.7% (1929件)
損害賠償請求	7.7% (257件)
その他の確認	4.8% (161件)
その他の金員	1.1% (38件)
その他	0.4% (15件)

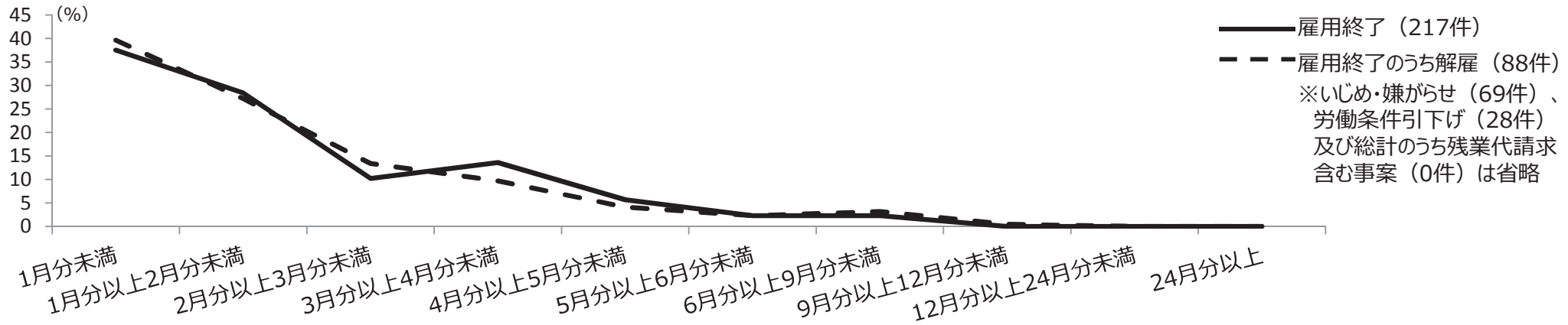


(*) 原資料においては、地位確認(雇用契約等に基づく従業員としての地位確認を求める事件)の件数として記載されている。なお、複数の内容を含む事件については、主たる請求類型にのみ計上されている。(例：地位確認請求と併せてバックペイ請求を行った事件は地位確認にのみ計上)

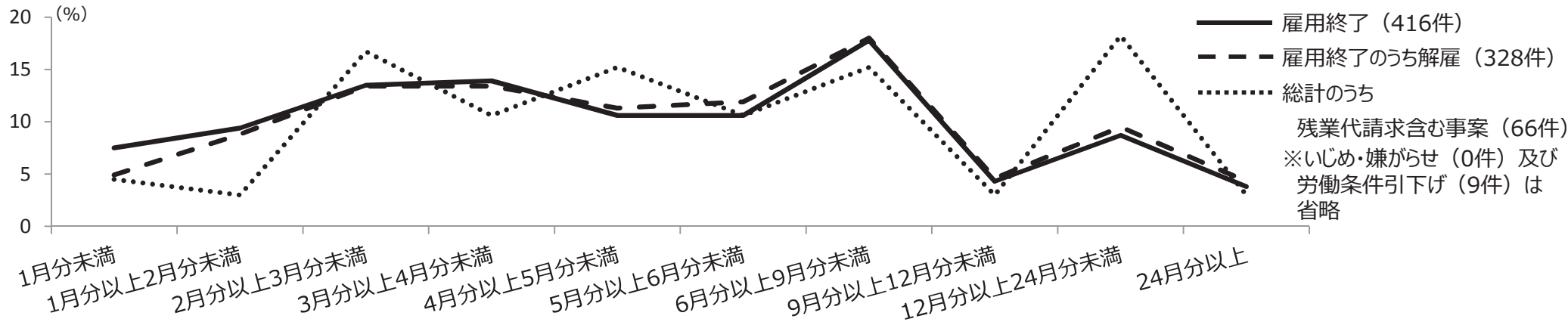
(出典) 最高裁判所事務総局行政局「平成25年度労働関係民事・行政事件の概況」(法曹会「法曹時報」66巻8号149頁)をもとに作成

2. 我が国における雇用終了に関する紛争の解決状況 ③月収表示による解決金額の分布

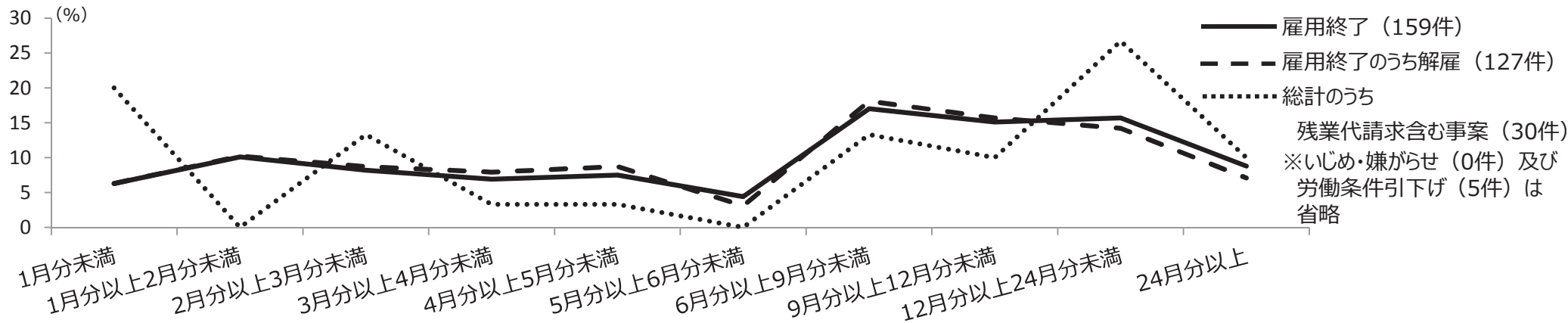
個別労働 関係紛争 解決制度 (あっせん)



労働審判 手続



民事訴訟 (和解)



3. 企業内における自主的な紛争処理の状況 ①

第8表 苦情処理のための機関の有無別事業所の割合

(単位：%)

区分	計 1)	苦情処理のための機関がある			苦情処理のための機関の種類（複数回答）			苦情処理のための 機関がない
					相談窓口（電子メールでの受付を含む）	苦情処理委員会	その他	
		平成26年調査 計	100.0	50.6	（ 100.0）	（ 71.7）	（ 24.7）	
＜企業規模＞								
5,000 人 以上		100.0	76.6	（ 100.0）	（ 87.1）	（ 30.1）	（ 7.8）	23.4
1,000 ～ 4,999 人		100.0	65.2	（ 100.0）	（ 77.0）	（ 30.7）	（ 15.3）	34.4
300 ～ 999 人		100.0	63.7	（ 100.0）	（ 82.0）	（ 19.3）	（ 16.7）	36.3
100 ～ 299 人		100.0	48.4	（ 100.0）	（ 67.7）	（ 22.8）	（ 28.9）	50.6
50 ～ 99 人		100.0	35.6	（ 100.0）	（ 60.1）	（ 26.2）	（ 29.0）	64.4
30 ～ 49 人		100.0	30.8	（ 100.0）	（ 43.0）	（ 15.2）	（ 52.7）	68.3
＜労働組合の有無＞								
労働組合がある		100.0	66.4	（ 100.0）	（ 79.7）	（ 33.2）	（ 15.3）	33.2
労働組合がない		100.0	41.3	（ 100.0）	（ 64.2）	（ 16.6）	（ 30.2）	58.2
平成21年調査 計	2)	3)						4)
		100.0	37.6	（ 100.0）	（ … ）	（ … ）	（ … ）	62.1

注：（ ）内は、苦情処理のための機関がある事業所に対する割合である。

1) 苦情処理のための機関の有無「不明」を含む。

2) 平成21年調査は、「苦情処理機関（賃金、配置転換、日常の作業条件等について、従業員個人の苦情を解決するための労使代表で構成される常設機関：以下同じ）」として調査し、苦情処理機関の種類別には調査していない。

3) 平成21年調査は、「苦情処理機関あり」と回答した事業所の割合である。

4) 平成21年調査は、「苦情処理機関なし」と回答した事業所の割合である。

3. 企業内における自主的な紛争処理の状況 ②

第10表 苦情処理のための機関の利用の有無及び苦情の解決状況別事業所割合

(単位：%)

(単位：％)

区分	苦情処理のための機関がある 計 1)	苦情処理機関のための機関の利用があつた 2)	苦情の解決状況				苦情処理のための機関の利用がなかつた
			実際に救済・解決に至つたものが多い	話を聞いて納得したものが多い	解決されない苦情が多い	その他	
平成26年調査 ＜苦情処理のための機関の種類＞							
相談窓口	100.0	37.8 (100.0)	(49.4)	(44.3)	(0.9)	(5.2)	59.8
苦情処理委員会	100.0	20.6 (100.0)	(64.4)	(23.3)	(4.7)	(7.3)	76.2
平成21年調査計 3) 4)	100.0 5)	33.7 (100.0)	(41.8)	(44.9)	(5.1)	(5.3)	63.3 6)

注：（ ）内は、苦情処理のための機関の利用があつた事業所に対する割合である。

1) 苦情処理のための機関の有無「不明」を含む。

2) 苦情の処理状況「不明」を含む。

3) 平成21年調査は「苦情処理機関」として調査し、「相談窓口」、「苦情処理委員会」の別には調査していない。

4) 平成21年調査の利用及び苦情の解決状況は、平成20年1年間についての結果である。

5) 平成21年調査は、「苦情申し立てあり」と回答した事業所の割合である。

6) 平成21年調査は、「苦情申し立てなし」と回答した事業所の割合である。

3. 企業内における自主的な紛争処理の状況 ③

第11表 苦情処理のための機関を利用した際の苦情の内容別事業所割合（平成25年 1 年間）

（複数回答）（単位：％）

区分	計	苦情処理のための機関の利用があつた 1)	日常業務の運営に 関すること	人事（人員配置・出向、昇 進・昇格等）に関する こと	勤務延長・再雇用に 関すること	教育訓練等に関する こと	賃金、労働時間等 労働条件に関する こと	安全衛生に関する こと	福利厚生に関する こと	人間関係に関する こと ²⁾	男女差別、セクハラに 関すること	正社員以外の労働者の 正社員への登用制度に 関すること	正社員以外の労働者の 雇用契約の締結・更新・ 雇止めに関する こと	その他
平成26年調査 ＜苦情処理のための機関の種類＞														
相談窓口	100	54.4	29.5	11.2	13.6	30.4	17.6	11.2	63.1	24.5	8.4	13.8	17.7	
苦情処理委員会	100	34.8	34.6	4.4	3.8	19.1	10.3	4.5	56.0	23.2	10.0	10.7	27.8	
平成21年調査計 ^{3) 4)}	100	54.8	24.1	⁵⁾ …	6.8	41.4	12.8	13.7	47.9	24.5	⁵⁾ …	⁵⁾ …	5.5	

注：1) 苦情の内容「不明」を含む。

2) パワハラを含む。

3) 平成21年調査の苦情の内容は、苦情処理機関への苦情申し立てがあつた事業所に対する割合である。

4) 平成21年調査は、平成20年 1 年間についての結果である。

5) 平成21年調査は、「勤務延長・再雇用に関すること」、「正社員以外の労働者の正社員への登用制度に関すること」及び「正社員以外の労働者の雇用契約の締結・更新・雇止めに関すること」を調査していない。

3. 企業内における自主的な紛争処理の状況 ④

第12表 外部の機関等を利用したことがある事業所及び利用した外部の機関等の種類別事業所割合（平成25年1年間）
（単位：％）

区分	計	外部の機関等を利用したことがある 1)	外部の機関等の種類（複数回答）					
			都道府県労働局長	都道府県の機関	裁判所	社外の機関や専門家（カウンセラー、弁護士等）	その他	
平成26年調査計	100.0	8.4	(100.0)	(30.5)	(4.6)	(9.2)	(67.3)	(3.5)
＜企業規模＞								
5,000人以上 人	100.0	8.8	(100.0)	(54.3)	(1.3)	(12.1)	(43.5)	(-)
1,000～4,999 人	100.0	15.3	(100.0)	(20.7)	(2.5)	(6.6)	(77.0)	(0.1)
300 ～ 999 人	100.0	11.3	(100.0)	(26.0)	(1.7)	(8.3)	(82.6)	(2.0)
100 ～ 299 人	100.0	8.5	(100.0)	(30.4)	(17.2)	(13.5)	(65.3)	(0.3)
50 ～ 99 人	100.0	5.2	(100.0)	(27.3)	(1.9)	(7.8)	(74.3)	(12.6)
30 ～ 49 人	100.0	4.4	(100.0)	(32.2)	(-)	(7.1)	(46.6)	(14.0)
＜労働組合の有無＞								
労働組合がある	100.0	11.1	(100.0)	(17.4)	(6.4)	(6.8)	(73.8)	(3.2)
労働組合がない	100.0	6.7	(100.0)	(43.1)	(2.7)	(11.5)	(60.9)	(3.8)
平成21年調査 計 2)	100.0	6.9	(100.0)	(44.0)	(9.9)	(17.3)	(59.1)	(2.9)

注：（ ）内は、外部の機関等を利用したことがある事業所に対する割合である。

1) 外部の機関等の種類「不明」を含む。

2) 平成21年調査は、平成20年1年間についての結果である。

3. 企業内における自主的な紛争処理の状況 ⑤

第13表 外部の機関等の今後の利用意思の有無及び利用したいと思わない理由別事業所割合

(単位：%)

区分	計 1)	今後外部の機関等を利用したい	わからない	今後外部の機関等を利用したいと思わない 2)	外部の機関等を利用したいと思わない理由（複数回答）						特に理由はない	
					自社の実態に即した解決ができない	職場の労使関係が不安定になる	解決までに時間がかかる	解決に費用がかかる	判断が正確とは思えない	その他		
平成26年調査計 3)	100.0	17.1	63.7	15.7	(100.0)	(47.0)	(31.9)	(23.3)	(18.3)	(14.2)	(13.9)	(23.4)
＜企業規模＞												
5,000人以上 人	100.0	14.5	74.3	8.9	(100.0)	(31.7)	(30.5)	(15.7)	(7.5)	(2.7)	(32.5)	(9.0)
1,000～4,999 人	100.0	15.6	71.9	11.2	(100.0)	(40.2)	(27.5)	(9.7)	(15.5)	(12.8)	(19.1)	(31.5)
300 ～ 999 人	100.0	23.3	61.4	12.0	(100.0)	(52.5)	(19.3)	(30.8)	(20.3)	(20.9)	(15.8)	(20.6)
100 ～ 299 人	100.0	20.9	58.4	16.7	(100.0)	(44.4)	(36.9)	(26.2)	(13.5)	(13.9)	(17.3)	(22.0)
50 ～ 99 人	100.0	17.1	59.1	19.7	(100.0)	(52.7)	(34.3)	(28.7)	(22.8)	(13.1)	(9.6)	(18.2)
30 ～ 49 人	100.0	12.5	61.4	21.2	(100.0)	(48.6)	(32.8)	(20.9)	(21.2)	(16.7)	(7.5)	(31.2)
＜労働組合の有無＞												
労働組合がある	100.0	15.4	69.5	13.1	(100.0)	(31.7)	(36.0)	(18.6)	(14.0)	(14.5)	(20.3)	(23.6)
労働組合がない	100.0	18.1	60.3	17.3	(100.0)	(53.8)	(30.1)	(25.4)	(20.3)	(14.1)	(11.1)	(23.3)
＜外部機関等の利用の有無＞												
外部機関等を利用したことがある	100.0	63.3	32.2	4.6	(100.0)	(44.7)	(46.8)	(52.4)	(53.8)	(54.3)	(2.2)	(1.5)
外部機関等を利用したことがない	100.0	13.0	67.0	16.8	(100.0)	(46.6)	(31.8)	(22.8)	(16.8)	(13.3)	(14.3)	(24.2)
平成21年調査計	100.0	19.0	56.5	20.7	(100.0)	(45.9)	(44.1)	(18.1)	(20.1)	(23.0)	(16.0)	(17.9)

注：（ ）内は、今後外部の機関等を利用したいと思わない事業所に対する割合である。

1) 利用意思の有無「不明」を含む。

2) 利用したいと思わない理由「不明」を含む。

3) 外部機関等の利用の有無「不明」を含む。

3. 企業内における自主的な紛争処理の状況 ⑥

第19表 不平や不満の伝達の有無及び伝達方法別労働者割合（平成23年7月1日～平成26年6月30日の3年間）（単位：％）

区分	計 1)	不平や不満を伝えたことがある 2)	不平や不満の伝達方法（複数回答）							不平や不満を伝えたことがない
			直接上司へ	社内の相談窓口へ	労働組合へ 3)	自己申告制度によって	苦情処理委員会へ	外部の機関等へ 4)	その他	
平成26年調査計	100.0	16.5 (100.0)	(78.2)	(2.9)	(18.0)	(3.2)	(0.2)	(0.8)	(10.9)	83.1
<就業形態>										
正社員	100.0	17.7 (100.0)	(79.1)	(2.5)	(20.1)	(3.7)	(0.2)	(0.9)	(8.2)	81.9
パートタイム労働者	100.0	8.8 (100.0)	(72.5)	(9.5)	(4.1)	(-)	(-)	(-)	(24.5)	91.2
上記以外の労働者	100.0	16.4 (100.0)	(70.2)	(1.3)	(-)	(-)	(-)	(-)	(40.9)	83.0
<役職>										
課長クラス以上	100.0	16.6 (100.0)	(90.6)	(1.4)	(4.0)	(6.3)	(-)	(-)	(6.1)	83.1
係長クラス	100.0	17.5 (100.0)	(83.6)	(2.2)	(20.3)	(8.4)	(1.0)	(0.2)	(8.2)	82.3
役職なし	100.0	16.3 (100.0)	(74.5)	(3.4)	(19.8)	(1.3)	(-)	(1.0)	(12.6)	83.3
<勤続年数>										
1年未満	100.0	5.4 (100.0) *	(59.1) *	(49.1) *	(-) *	(-) *	(-) *	(12.0) *	(5.9) *	94.6
1年以上2年未満	100.0	12.0 (100.0)	(98.6)	(6.1)	(0.0)	(-)	(-)	(-)	(4.1)	88.0
2年以上3年未満	100.0	14.0 (100.0)	(85.0)	(3.3)	(4.2)	(1.1)	(-)	(10.5)	(5.6)	85.5
3年以上5年未満	100.0	15.0 (100.0)	(86.1)	(-)	(9.4)	(4.8)	(-)	(-)	(17.1)	85.0
5年以上10年未満	100.0	23.5 (100.0)	(74.4)	(3.2)	(19.9)	(0.5)	(-)	(0.0)	(17.0)	75.8
10年以上20年未満	100.0	17.0 (100.0)	(89.7)	(1.1)	(12.7)	(3.9)	(-)	(-)	(4.4)	82.7
20年以上	100.0	12.5 (100.0)	(56.4)	(2.5)	(39.6)	(9.4)	(1.2)	(0.2)	(7.2)	87.1
平成21年調査計 5)	100.0	21.2 (100.0)	(79.6) 6)	(...) 7)	(11.6)	(4.7) 8)	(1.5)	(...)	(8.6)	78.0

注：（ ）内は、不平や不満を伝えたことがある労働者に対する割合である。
また、数値の右側に「＊」が付されているものは、分母となるサンプル数が1以上10未満のものを示し、利用する際には注意を要する。

1) 不平や不満の伝達の有無「不明」を含む。
2) 不平や不満の伝達方法「不明」を含む。
3) 電子メールでの相談を含む。
4) 公共の機関を含む。
5) 平成21年調査は、過去1年間（平成20年7月1日～平成21年6月30日：以下同じ）についての結果である。
6) 平成21年調査は、「社内の相談窓口へ」及び「外部の機関等へ」を調査していない。
7) 平成21年調査は、「労働組合を通じて」と回答した労働者の割合である。
8) 平成21年調査は、「苦情処理委員会等の機関へ」と回答した労働者の割合である。

（出典）厚生労働省「平成26年労使コミュニケーション調査の概況」

3. 企業内における自主的な紛争処理の状況 ⑦

第20表 不平や不満の内容別労働者割合（平成23年7月1日～平成26年6月30日の3年間）

（複数回答）（単位：％）

区分	計 ある	不平や不満を 伝えたことが	と	営に 関するこ	日常業務の運 営	に 関するこ	進・昇格等） に 関するこ	置・出向、昇 格等） に 関するこ	人事（人員配 置・出向、昇 格等） に 関するこ	勤務延長・再 雇用に関する こと	教育訓練等に 関すること	賃金、労働時 間等労働条件 に関すること	安全衛生に 関すること	福利厚生に 関すること	人間関係に 関すること ¹⁾	男女差別、セ クハラに関す ること	その他					
平成26年調査計 ＜性別＞	100.0		53.9		40.0		7.0		9.9		39.8		8.2		11.5		32.1		4.1		6.4	
男	100.0		57.5		47.9		5.1		12.2		35.5		8.3		15.9		27.3		1.7		5.4	
女	100.0		48.9		28.5		9.7		6.7		45.9		8.2		5.1		38.8		7.5		7.8	
＜就業形態＞																						
正社員	100.0		53.5		42.6		7.2		10.3		39.4		8.6		11.6		31.6		4.5		5.9	
パートタイム労働者	100.0		57.3		12.6		2.1		8.4		45.6		7.4		6.3		29.3		0.6		18.2	
上記以外の労働者	100.0		57.8		28.7		9.5		5.1		40.0		3.4		16.4		44.4		1.7		0.2	
＜役職＞																						
課長クラス以上	100.0		76.3		70.3		4.5		2.9		23.0		4.4		4.9		49.1		0.5		0.7	
係長クラス	100.0		71.9		43.5		5.7		11.5		36.3		16.6		13.6		34.6		5.7		10.8	
役職なし	100.0		45.0		33.6		7.8		10.7		43.7		6.6		12.1		28.4		4.3		6.1	
＜勤続年数＞																						
1年未満	100.0	*	49.3	*	-	*	-	*	-	*	56.7	*	-	*	29.3	*	25.9	*	-	*	-	*
1年以上2年未満	100.0		54.9		20.5		3.9		1.2		40.4		-		3.9		36.1		3.8		5.2	
2年以上3年未満	100.0		39.7		35.7		3.0		10.3		31.2		8.6		18.3		29.3		0.0		3.5	
3年以上5年未満	100.0		48.5		40.9		9.5		10.0		39.0		9.8		2.9		37.0		0.6		9.1	
5年以上10年未満	100.0		55.3		32.3		4.0		13.7		38.0		7.5		16.2		41.5		1.4		9.0	
10年以上20年未満	100.0		52.1		44.4		7.4		10.3		35.1		9.6		2.1		20.3		6.2		5.3	
20年以上	100.0		62.3		61.0		14.4		3.8		53.0		10.1		19.6		25.2		11.3		1.9	
平成21年調査計 ²⁾	³⁾ 100.0		53.9		35.0		⁴⁾ ・・・		14.7		46.1		10.3		7.3		26.9		1.4		7.6	

注：数値の右側に「＊」が付されているものは、分母となるサンプル数が1以上10未満のものを示し、利用する際には注意を要する。

1) パワハラを含む。

2) 平成21年調査は、過去1年間についての効果である。

3) 平成21年調査の「不平や不満を伝えたことがある計」は、不平や不満の内容「不明」を含む。

4) 平成21年調査は、「勤務延長・再雇用に関すること」を調査していない。

（出典）厚生労働省「平成26年労使コミュニケーション調査の概況」

3. 企業内における自主的な紛争処理の状況 ⑧

第21表 不平や不満の伝達で得られた結果別労働者割合（平成23年7月1日～平成26年6月30日の3年間）
（単位：％）

区分	不平や不満を 伝えたことがある 計 ¹⁾	納得のいく結果が 得られた	検討中の ようである	納得のいく 結果は得られ なかった	その他
平成26年調査計	100.0	20.1	18.0	49.9	11.0
＜性別＞					
男	100.0	18.1	15.8	55.2	9.8
女	100.0	23.0	21.1	42.2	12.8
＜就業形態＞					
正社員	100.0	20.2	18.5	49.9	10.9
パートタイム労働者	100.0	11.9	3.6	67.3	10.8
上記以外の労働者	100.0	28.0	27.2	27.9	12.1
＜役職＞					
課長クラス以上	100.0	9.7	16.4	64.7	7.8
係長クラス	100.0	29.9	11.1	43.8	15.2
役職なし	100.0	19.2	20.2	48.9	10.4
＜勤続年数＞					
1年未満	100.0 *	8.3 *	23.1 *	57.0 *	11.6 *
1年以上2年未満	100.0	55.3	11.4	28.5	4.8
2年以上3年未満	100.0	15.7	49.7	14.5	20.1
3年以上5年未満	100.0	32.1	18.0	40.4	9.5
5年以上10年未満	100.0	13.1	17.7	55.1	13.6
10年以上20年未満	100.0	26.5	16.9	48.4	5.5
20年以上	100.0	9.1	11.4	65.0	13.4
平成21年調査計 ²⁾	100.0	21.8	27.2	38.4	9.7

注：数値の右側に「＊」が付されているものは、分母となるサンプル数が1以上10未満のものを示し、利用する際には注意を要する。

1) 不平や不満の伝達で得られた結果「不明」を含む。

2) 平成21年調査は、過去1年間についての結果である。

4. 早期退職優遇制度・希望退職制度の状況 ①

- 早期退職優遇制度：定年前に退職する従業員に対して退職一時金の上積みを行ったり、定年退職者として取り扱うなど、退職一時金の支給に対して定年前退職者を特別に優遇する制度

表7 企業規模別早期退職優遇制度の状況

		(単位：%)				
		規模計	1,000人以上	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
早期退職優遇制度がある		11.6 (100.0)	43.9 (100.0)	26.4 (100.0)	10.7 (100.0)	5.2 (100.0)
適用 条件	年齢	(94.5)	(94.7)	(97.0)	(92.0)	(100.0)
	勤続年数	(52.3)	(60.7)	(58.6)	(51.5)	(37.6)
	役職（資格）	(6.5)	(11.2)	(6.7)	(5.6)	(3.4)
	その他	(6.8)	(11.3)	(4.4)	(7.5)	(0.6)
	不明	(0.5)	—	(1.1)	(0.6)	—
早期退職優遇制度がない		87.3	55.6	72.5	88.4	93.4
不明		1.1	0.5	1.1	0.9	1.5

複数回答

(注) 1 退職一時金制度を有する企業28,274社について集計した。

2 ()内は早期退職優遇制度を有する企業を100とした場合の割合を示す。

4. 早期退職優遇制度・希望退職制度の状況 ②

表8 企業規模別早期退職優遇制度の退職一時金の割増率の状況

(単位：％)

企業規模・年齢	規模計			1,000人以上			500人以上 1,000人未満			100人以上 500人未満			50人以上 100人未満		
	割増率 ％以上	割増率 ％未満		45歳	50歳	55歳	45歳	50歳	55歳	45歳	50歳	55歳	45歳	50歳	55歳
1～20				8.4	11.0	33.9	15.6	9.1	27.9	－	14.6	25.1	8.9	8.6	30.8
20～40				18.0	34.6	31.3	13.1	22.1	24.5	14.9	21.0	40.5	19.7	44.7	33.8
40～60				23.2	21.2	20.0	13.6	17.3	22.0	16.4	27.6	16.5	26.9	18.7	22.2
60～80				8.9	11.3	7.1	7.4	10.1	9.1	13.7	10.4	3.8	8.7	15.4	8.5
80～100				12.7	8.9	1.4	9.2	10.9	2.8	8.0	7.6	1.4	15.4	7.6	0.8
100～120				15.8	4.5	2.6	13.4	10.6	8.2	19.2	2.3	5.1	16.9	1.2	0.8
120～140				1.9	2.4	2.7	3.4	6.8	2.2	6.6	4.6	3.7	－	0.4	3.1
140～160				2.7	1.4	0.4	5.1	5.8	1.7	6.3	1.4	0.6	0.8	－	－
160～180				0.5	0.4	－	2.5	1.9	－	－	－	－	－	－	－
180～200				－	2.3	0.4	－	1.6	－	－	2.1	2.6	－	3.3	－
200～				7.8	2.1	0.4	16.5	3.7	1.4	14.9	8.4	0.9	2.7	－	－
平均 割増率				80.6	56.1	35.2	94.4	77.8	46.4	113.1	68.0	43.2	67.6	47.3	32.9

(注) 退職一時金制度を有する企業のうち、早期退職優遇制度を有する企業3,273社(退職一時金制度を有する企業のうち11.6%)について、割増率（自己都合の退職者の退職一時金と比べた場合の各年齢における割増率であり、22歳採用の大卒総合職の正社員をモデルとしたもの。）の回答があった企業を集計した。

4. 早期退職優遇制度・希望退職制度の状況 ③

- 希望退職制度：定年前の従業員に対して退職一時金の割増し等の優遇措置を示した上で、期間を定めて時限的に退職者を募る制度

表9 企業規模別希望退職制度の状況

	(単位：%)				
	規模計	1,000人以上	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
平成18年1月以降の5年間に希望退職を募ったことがある	9.9	16.1	13.5	11.3	6.0
平成18年1月以降の5年間に希望退職を募ったことはないが、就業規則等に希望退職の取決めがある	0.9	1.4	1.0	1.0	0.7
いずれもない	88.3	82.0	84.2	87.1	92.1
不明	0.8	0.5	1.2	0.6	1.2

(注) 退職一時金制度を有する企業28,274社について集計した。

4. 早期退職優遇制度・希望退職制度の状況 ④

表10 企業規模別希望退職制度の退職一時金の割増しの状況

	(単位：%)				
	規模計	1,000人以上	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
退職一時金の割増しを行う	87.6	94.4	90.0	87.8	83.3
退職一時金の割増しを行わない	11.8	4.4	10.0	12.2	14.1
不明	0.6	1.2	—	—	2.6

(注) 退職一時金制度を有する企業のうち、平成18年1月以降の5年間に希望退職を募ったことがある又は希望退職を募ったことはないが就業規則等に希望退職の取決めがある企業3,074社(退職一時金制度を有する企業のうち10.9%)について集計した。

4. 早期退職優遇制度・希望退職制度の状況 ⑤

表11 企業規模別希望退職制度における退職一時金以外の措置の状況

		(単位：%)				
		規模計	1,000人以上	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
退職一時金以外の措置がある		60.8 (100.0)	79.9 (100.0)	63.5 (100.0)	65.6 (100.0)	37.2 (100.0)
求職活動のための特別休暇制度を設けている 未消化の年次有給休暇の買い取り制度を設けている 居住中の社宅の退去日の延長等 貸与物償還の期限緩和 再就職支援会社を利用した再就職のあっせん その他（国内外旅行券等の供与、 ストックオプションの買い上げ等）	求職活動のための特別休暇制度を設けている	(19.7)	(21.4)	(28.7)	(18.3)	(19.2)
	未消化の年次有給休暇の買い取り制度を設けている	(58.4)	(25.5)	(34.9)	(62.4)	(81.4)
	居住中の社宅の退去日の延長等 貸与物償還の期限緩和	(21.6)	(21.6)	(22.7)	(24.0)	(7.8)
	再就職支援会社を利用した再就職のあっせん	(60.1)	(89.1)	(86.2)	(55.7)	(40.7)
	その他（国内外旅行券等の供与、 ストックオプションの買い上げ等）	(2.9)	(0.6)	(3.3)	(3.8)	－
特になし		36.0	18.9	36.5	31.9	55.6
不明		3.1	1.2	－	2.5	7.2

複数回答

(注) 1 退職一時金制度を有する企業のうち、平成18年1月以降の5年間に希望退職を募ったことがある又は希望退職を募ったことはないが就業規則等に希望退職の取決めがある企業3,074社(退職一時金制度を有する企業のうち10.9%)について集計した。

2 ()内は退職一時金以外の措置がある企業を100とした場合の割合を示す。

(出典) 人事院「平成23年度民間企業退職給付調査」

4. 早期退職優遇制度・希望退職制度の状況 ⑥

表12 企業規模別希望退職制度における在職中の求職活動の状況

			(単位：%)				
			規模計	1,000人以上	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
在職中の求職活動を認めている			67.1	65.6	63.8	72.6	52.0
			(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
会社側の 事前承諾	必要		(46.2)	(51.7)	(55.8)	(45.9)	(39.3)
	不要		(53.8)	(48.3)	(44.2)	(54.1)	(60.7)
在職中の求職活動を認めていない			29.6	32.2	36.2	26.2	36.4
不明			3.3	2.3	－	1.2	11.6

(注) 1 退職一時金制度を有する企業のうち、平成18年1月以降の5年間に希望退職を募ったことがある又は希望退職を募ったことはないが就業規則等に希望退職の取決めがある企業3,074社(退職一時金制度を有する企業のうち10.9%)について集計した。

2 ()内は在職中の求職活動を認めている企業を100とした場合の割合を示す。

4. 早期退職優遇制度・希望退職制度の状況 ⑦

表13 企業規模別希望退職制度の退職一時金の割増率の状況

企業規模・年齢 割増率 %以上 %未満	(単位：%)														
	規模計			1000人以上			500人以上 1,000人未満			100人以上 500人未満			50人以上 100人未満		
	45歳	50歳	55歳	45歳	50歳	55歳	45歳	50歳	55歳	45歳	50歳	55歳	45歳	50歳	55歳
1～20	13.3	15.5	21.9	11.6	15.9	22.9	1.6	3.9	3.6	14.6	17.1	22.5	16.5	17.1	31.6
20～40	24.3	24.3	24.7	18.8	14.1	20.7	21.6	19.7	43.7	22.9	23.4	21.4	36.6	38.7	28.5
40～60	18.3	19.0	20.4	15.9	17.8	20.4	14.1	24.3	13.4	16.2	16.7	24.0	32.8	26.2	9.1
60～80	7.3	8.7	4.0	2.0	5.9	6.8	7.7	4.2	8.2	7.0	9.7	1.0	11.7	9.1	12.7
80～100	2.2	5.3	5.6	7.6	6.7	5.7	4.2	9.7	3.3	1.5	3.8	7.1	0.9	7.6	－
100～120	14.1	14.9	13.0	8.0	6.3	4.5	14.4	13.1	9.9	17.8	19.7	15.9	－	－	7.2
120～140	4.3	2.4	2.5	－	10.7	8.6	4.1	3.7	3.8	5.8	1.6	1.7	－	－	1.1
140～160	1.8	2.4	1.9	6.2	7.2	2.6	12.9	5.8	3.3	－	1.7	1.9	－	－	－
160～180	1.1	1.1	0.2	4.8	5.4	－	4.1	4.9	2.1	0.4	－	－	－	－	－
180～200	0.4	1.4	0.7	4.8	－	7.8	－	－	－	－	2.2	－	－	－	－
200～	12.8	5.0	5.2	20.3	10.1	－	15.4	10.6	8.7	13.8	4.1	4.4	1.5	1.3	9.9
平均 割増率	89.2	68.1	59.5	167.3	89.4	61.2	107.7	94.8	76.7	86.1	66.3	58.0	39.9	41.2	52.8

(注) 退職一時金制度を有する企業のうち、平成18年1月以降の5年間に希望退職を募ったことがある又は希望退職を募ったことはないが就業規則等に希望退職の取決めがある企業3,074社(退職一時金制度を有する企業のうち10.9%)について、割増率(自己都合の退職者の退職一時金と比べた場合の各年齢における割増率であり、22歳採用の大卒総合職の正社員をモデルとしたもの。)の回答があった企業を集計した。

4. 早期退職優遇制度・希望退職制度の状況 ⑧

表14 早期退職優遇制度及び希望退職制度の併用の状況

(単位：%)

	計	希望退職 制度がある	希望退職 制度がない	不明
計	100.0	10.9	88.3	0.8
早期退職優遇制度がある	11.6	2.2	9.3	0.1
早期退職優遇制度がない	87.3	8.6	78.5	0.3
不明	1.1	0.1	0.5	0.4

(注) 1 退職一時金制度を有する企業28,274社について集計した。

2 希望退職制度がある企業とは、平成18年1月以降の5年間に希望退職を募ったことがある又は希望退職を募ったことはないが就業規則等に希望退職の取決めがある企業のことをいう。